

第3回智頭町議会定例会会議録

平成26年9月12日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第57号 平成25年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第58号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第59号 平成25年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第60号 平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第61号 平成25年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第62号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第63号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第64号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第65号 平成25年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第66号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第67号 平成25年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第68号 平成25年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第69号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第17. 議案第70号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

- 第18. 議案第71号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第19. 議案第72号 平成26年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第20. 議案第73号 平成26年度智頭町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第21. 議案第74号 智頭町景観条例の制定について
- 第22. 議案第75号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の制定について
- 第23. 議案第76号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第24. 議案第77号 智頭町税条例の一部改正について
- 第25. 議案第78号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第26. 議案第79号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第27. 議案第80号 智頭町福祉事務所設置条例の一部改正について
- 第28. 議案第81号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第29. 議案第82号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第30. 議案第83号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第31. 議案第84号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第32. 議案第85号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第33. 議案第86号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第34. 議案第87号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第35. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第57号 平成25年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 第 5. 議案第 58 号 平成 25 年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第 59 号 平成 25 年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 60 号 平成 25 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 61 号 平成 25 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 62 号 平成 25 年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10. 議案第 63 号 平成 25 年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11. 議案第 64 号 平成 25 年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12. 議案第 65 号 平成 25 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13. 議案第 66 号 平成 25 年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14. 議案第 67 号 平成 25 年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第 15. 議案第 68 号 平成 25 年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第 16. 議案第 69 号 平成 26 年度智頭町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 17. 議案第 70 号 平成 26 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 18. 議案第 71 号 平成 26 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 19. 議案第 72 号 平成 26 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 20. 議案第 73 号 平成 26 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 21. 議案第 74 号 智頭町景観条例の制定について
- 第 22. 議案第 75 号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の制定について
- 第 23. 議案第 76 号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める

条例の制定について

- 第24. 議案第77号 智頭町税条例の一部改正について
第25. 議案第78号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第26. 議案第79号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
第27. 議案第80号 智頭町福祉事務所設置条例の一部改正について
第28. 議案第81号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第29. 議案第82号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第30. 議案第83号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第31. 議案第84号 智頭町教育委員会委員の任命について
第32. 議案第85号 工事請負契約の締結についての一部変更について
第33. 議案第86号 工事請負契約の締結についての一部変更について
第34. 議案第87号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
第35. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

| | |
|------------|-------------|
| 1番 大河原 昭 洋 | 2番 高 橋 達 也 |
| 3番 大 藤 克 紀 | 4番 岩 本 富美男 |
| 5番 中 野 ゆかり | 6番 平 尾 節 世 |
| 7番 岸 本 眞一郎 | 8番 徳 永 英太郎 |
| 9番 石 谷 政 輝 | 10番 酒 本 敏 興 |
| 11番 南 肇 | 12番 谷 口 雅 人 |

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（18名）

| | |
|---------------|---------|
| 町 長 | 寺 谷 誠一郎 |
| 副 町 長 | 金 児 英 夫 |
| 教 育 長 | 長 石 彰 祐 |
| 病 院 事 業 管 理 者 | 安 藤 嘉 美 |

| | |
|--------------|-------|
| 総務課長 | 葉狩一樹 |
| 企画課長 | 岡田光弘 |
| 税務住民課長 | 矢部 整 |
| 教育課長 | 西沖和己 |
| 地域整備課長 | 安藤充憲 |
| 山村再生課長 | 上月光則 |
| 地籍調査課長 | 草刈英人 |
| 福祉課長 | 國政昭子 |
| 税務住民課参事兼水道課長 | 藤森啓次 |
| 福祉課参事 | 江口礼子 |
| 福祉課参事 | 小谷いづ美 |
| 会計課長 | 寺坂英之 |
| 病院事務次長 | 寺谷和幸 |
| 代表監査委員 | 小林 新 |

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 河村実則 |
| 書記 | 塚越奈緒子 |

開会 午前10時30分

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、平成26年第3回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、大河原昭洋議員、2番、高橋達也議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの13日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの13日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成26年7月分から8月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、智頭町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度健全化判断比率について並びに平成25年度資金不足比率についての報告がありました。お手元に写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、智頭町長から、陳情の処理経過及び結果についての報告がありました。お手元に写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましてはお手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

次に、今期議会の説明員につきましては、9月1日付をもって、町長、教育長並びに代表監査委員に出席の要求をしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第57号から日程第34．議案第87号まで 31案一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第57号 平成25年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第34、議案第87号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの31議案を一括して議題とします。

なお、日程第4、議案第57号から日程第34、議案第87号までの31議案に対する本日の日程は、提案理由の説明及び質疑までとします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに第3回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第57号から議案第68号は、平成25年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものです。この12議案につきましては、去る8月20日から29日までの間、監査委員により監査を受けた結果、その意見を添えて本議会の認定を求めるものです。

次に、議案第69号から議案第73号までは補正予算についてです。

議案第69号 平成26年度智頭町一般会計補正予算について、主なものを説明します。

議会費では、標準報酬月額改正による町村議会議員共済会負担金の増額を措置しています。

総務費の一般管理費では、人事異動に伴う人件費の調整のほか、個人番号制度施行に伴うシステム設計、改修経費及び負担金を、財政管理費では公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設の最適な配置を実現するための公共施設等総合管理計画策定に要する経費をそれぞれ計上しています。

まちづくり推進費では、若者定住等による集落活性化総合対策事業のうち新たに雇用企業支援事業を実施するため補助金の増額を、また移住定住促進事業では

町が主体となつて行う空き家再生事業費の増額のほか、定住促進対策補助金の増額を、さらにはLED防犯灯設置促進事業費補助金の増額を措置しています。

地域活性化推進費では、旧山郷小学校図書室床張りかえに要する経費を、税務総務費では人事異動に伴う人件費の調整を行っています。

民生費の国民年金費では、配置がえに伴う人件費の調整を、障害福祉費では、重度障がい児者の活動支援、保護者の負担軽減など重度障がい児者の支援体制の充実を図るため、重度障がい児者の受け入れを行う社会福祉法人等に対して新たに助成を行うための経費を計上しています。

また、老人福祉費では、高齢者等の生活管理指導のための施設短期入所に要する経費のほか、人件費の調整に伴う介護保険事業特別会計への繰出金を、老人福祉センター管理費では施設修繕に要する経費をそれぞれ計上しています。

衛生費の予防費では、本年10月1日施行の予防接種法の改正に伴い、感染症の社会的蔓延防止、疾病罹患時の重症化予防のため定期接種となる水痘、肺炎球菌ワクチンの予防接種経費を、上水道施設費では水道事業会計への繰出金の増額を、病院費では検査機器の更新及び病院情報作成システム導入に伴う繰出金の増額をそれぞれ措置しております。

農林水産業費の農業委員会費では、農地台帳システム改修に要する経費を計上しています。

林業費の林業振興費では、智頭農林業いきいき交流まつり補助金について、町制施行100周年記念事業として林業をテーマとした映画上映経費の増額を、森林セラピー事業では、新規の森林セラピーロードの整備を行うための経費を計上しています。

商工費の商工振興費では、本町に進出予定企業の誘致に要する経費を、交流事業費では、韓国楊口郡職員森林セラピー事業研修に要する経費の増額を措置しています。

土木費の下水道事業費では、人件費の調整に伴う公共下水道事業特別会計への繰出金を増額措置しています。

教育費の小学校費では、旧富沢小学校前の県道津山智頭八東線拡幅工事に伴う敷地の法面整備工事に要する経費を、文化財整備活用費では、今秋に石谷家住宅の入館者が50万人を達成することが見込まれており、町制施行100周年とあわせて記念イベントを開催する経費を計上しています。また、体育施設費では、

智頭温水プールの水温を安定化するため、温度感知器の修繕に要する経費のほか、勤労者体育館の老朽化による雨漏り等の防止を図るため、施設の調査費を計上しています。

その他、年度後半の時間外勤務手当の所要額を、特別会計を含め計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算は9,350万円であり、補正後の予算総額は78億9,886万7,000円となります。

議案第70号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算は、時間外勤務手当の所要額を計上しています。

議案第71号 介護保険事業特別会計補正予算は、平成25年度介護給付費等の額が確定したことによる償還金を措置しています。

議案第72号 智頭町水道事業会計補正予算は、智頭テクノパーク水道施設整備事業の工事請負費の増額を措置しています。

議案第73号 智頭町病院事業会計補正予算は、施設修繕のほか電子カルテ保守管理委託料の増額、医療機器の導入に要する経費をそれぞれ計上しています。

次に、条例案件につきまして説明します。

議案第74号 智頭町景観条例の制定につきましては、景観法の規定に基づき、本町の文化的、歴史的な景観及び林業景観を維持・保全するため必要事項を定めるものです。

議案第75号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の制定につきましては、平成25年5月24日、国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令が公布され、早期退職募集制度が平成25年11月1日から施行されたことに伴い、鳥取県退職手当組合の退職手当に関する条例等の一部が改正されることになり、定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る募集実施要綱の記載事項等を定めるものです。

議案第76号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、国の基準を踏まえて本町の特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるものです。

議案第77号 智頭町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、町民税法人税割及び軽自動車税の税率の改正のほか、条文の整備を行

うものです。

議案第78号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、智頭町武道館及び智頭町民体育館の廃止に伴う改正、並びに使用料規定の整備を行うものです。

議案第79号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律、母子及び寡婦福祉法の二つの法律名の改正による条文の整備を行うものです。

議案第80号 智頭町福祉事務所設置条例の一部改正につきましては、母子及び寡婦福祉法の法律名改正による条文の整備を行うものです。

議案第81号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、町営住宅に優先的に選考して入居させる者に中国在留邦人等の親族等を加えるものです。

次に、人事案件ですが、議案第82号 人権擁護委員の推薦人につき意見を求めることにつきましては、任期満了に伴い寺坂光子氏を引き続き選任したいので、本議会の意見を求めるものです。

議案第83号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、大坪正人氏が平成26年9月30日で任期満了となり、引き続き同氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第84号 智頭町教育委員会委員の任命につきましては、寺坂敏子氏が平成26年9月30日で任期満了となるため、新たに米井照世氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

次に、議案第85号 工事請負契約の締結についての一部変更につきましては、平成26年5月19日議決の防災行政無線施設整備工事について、契約金額の変更を行うものです。

議案第86号 工事請負契約の締結についての一部変更につきましては、平成25年9月20日に議決の智頭中学校改築工事について、契約金額の変更を行うものです。

議案第87号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、町道整備事業及び町道ストック点検事業について新たに追加するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明申し上げます。

詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単ではありますが、説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第57号 平成25年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第68号 平成25年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案は、決算審査意見書が提出されております。

この際、監査委員の審査意見の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） 失礼します。ただいまご指名をいただきました代表監査委員の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。皆様のお手元にあります決算審査意見書は、町長より提出されました平成25年度の決算関係の書類に基づき、徳永監査委員と審査を実施した結果を取りまとめたものでございます。決算審査意見書の決算概要の個別の内容の具体的な説明については、時間的な制約があることから省略させていただき、若干の説明にとどめさせていただきたいと思っております。

それでは、初めに、平成25年度智頭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査についてご報告いたします。

まず1ページでございますが、第1、審査の対象。1、各会計歳入歳出決算。内訳としまして、平成25年度智頭町一般会計歳入歳出決算及び、以下九つの特別会計の歳入歳出決算、2番、平成25年度智頭町各会計歳入歳出決算事項別明細書、3番、平成25年度智頭町各会計実質収支に関する調書、4番、平成25年度智頭町財産に関する調書、5番、平成25年度智頭町基金運用状況に関する調書であります。

第2、審査の期間。平成26年8月の20日から22日、26日から29日の7日間であります。

3、審査の方法。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況に関する調書について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合いたしました。また、所管課から提出された資料により、関係職員の説明を求めるとともに、当年度に実施した定期監査及び例月出納検査の結果も参考として審査を行いました。

第4、審査の結果。各会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、記載された計数は正確であると認められました。また、予算の執行状況及び財産に関する事務の処理は適正に行われていると認められました。基金の運用状況についても、その計数は正確であり、適正に運用されていると認められました。

第5、決算の概要。審査した決算の概要及び意見は、次のとおりでございます。

1、総括では、一般会計と特別会計を合算した決算規模と決算収支の状況について説明をしております。

2 ページ目の(2)の普通会計における財政分析では、一般会計の決算と異なる普通会計の数値で財政分析を行っております。

続きまして、3 ページの(ア)の財源の構造では、自主財源と依存財源、一般財源と特定財源の構成比率について、それぞれ説明をしております。(イ)の歳出の構成では、経常的経費等の性質別決算額の構成比率について説明を行っております。

4 ページの(ウ)の主な財政分析指標では、財政力指数、実質収支比率、経常収支比率、公債費負担比率の四つの指標について財政分析を行っております。

5 ページ目の(エ)の将来にわたる実質的な財政負担では、町債現在残高と債務負担行為支出予定額の合計から積立金を控除した実質財政負担についての状況について分析を行っております。

続きまして、6 ページでございますが、2の一般会計では、決算額及び決算収支について、それぞれ説明を行っております。次に、(1)の歳入では、歳入の概況で歳入決算状況について説明を行っております。

続きまして、7 ページのイの財源別歳入決算額では、自主財源と依存財源の構成比率について説明を行っております。

8 ページのウの款別歳入決算額では、以下の20の款別構成比率について、それぞれ説明を行っております。エの款別歳入決算の状況では、主な各款別の歳入決算額、その内容、増減要因等について説明しています。

まず、8 ページでは第1款の町税について、9 ページにおいては第2款の地方譲与税について、10 ページでは第6款の地方消費税交付金について、第9款の地方交付税について、第11款の分担金及び負担金について、11 ページでは第12款の使用料及び手数料について、13款の国庫支出金について、14款の県

支出金について、12ページでは15款の財産収入について、17款の繰入金について、13ページでは18款の繰越金について、19款の諸収入について、第20款の町債について、それぞれ説明を行っております。

続きまして、14ページです。歳出では、アの歳出の概況で、歳出決算状況について説明を行っております。イの款別歳出決算額では、以下の12の款別構成比率について説明を行っております。ウの各款別歳出決算の状況では、それぞれの歳出決算額とその内容、増減要因等について説明を行っております。

15ページで第1款の議会費について、2款の総務費について、16ページでは第3款の民生費について、第4款の衛生費について、第6款の農林水産業費について、17ページでは土木費について、第9款の消防費について、18ページでは第10款の教育費について、11款の災害復旧費について、第12款の公債費について、それぞれ説明を行っております。

続きまして、19ページですが、3の特別会計決算状況でございますが、決算額及び決算収支及び一般会計からの繰り入れ状況について説明を行っております。

続きまして、20ページですけれども、特別会計の歳入では特別会計の歳入決算状況を、(2)の歳出では特別会計の歳出決算状況について、それぞれ説明を行っております。

21ページです。(3)各特別会計の決算概要について、それぞれの特別会計の決算額、決算収支及び歳入歳出決算状況について、それぞれ説明を行っております。

21ページでは①として国民健康保険事業特別会計について、22ページでは②の簡易水道事業特別会計について、23ページでは③の住宅新築資金等貸付事業特別会計について、24ページでは公共用地先行取得事業特別会計について、25ページでは公共下水道事業特別会計について、26ページでは農業集落排水事業特別会計について、27ページでは介護保険事業特別会計について、29ページ目では介護保険サービス事業特別会計について、後期高齢者医療特別会計について、それぞれ特別会計の内容について説明を行っております。

30ページでは、4として財産の状況では、公有財産、物品、債権、基金について、それぞれ説明を行っております。5番目として基金の運用状況では、土地開発基金について説明を行っております。

以上、決算概要について若干の説明をさせていただきました。

続きまして、審査意見について説明します。一般会計と特別会計を合わせた決算状況、一般会計の決算状況、特別会計の決算状況については記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、主な財政分析指標について説明をさせていただきます。財政基盤の強さを示す指数である財政力指数は、前年度と同数値で県内平均を下回っており、低水準でありました。また、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は前年度に比して5.4ポイント上昇した82.6%となっており、前年度と比較して悪化しております。上昇要因としては、臨時的な経費として処理していた繰出金の一部を経常的経費に会計上変更したこともありますが、80%超となっており、新たなニーズや課題に柔軟に対応するためにも、自主財源の確保や事務事業の見直しにより経常経費の削減を図り、同比率の改善に努められたい。

歳入では、収入未済額については一般会計では2,277万3,021円であり、前年度に比して306万3,076円、11.9%の減となっています。収入未済額の主なものは、固定資産税の1,389万4,317円、前年度比で6.4%の減、住宅使用料が449万3,560円、同4.9%の減、町税で269万8,014円で同38.6%の減となっています。

特別会計の収入未済額は1億1,707万1,718円で、前年度に比して1,426万1,248円、10.9%の減となっています。収入未済額の主なものは、住宅新築資金等貸付7,703万4,534円、対前年度比で8.4%の減、公共下水道2,299万1,316円、同15.0%の減、国民健康保険1,396万6,870円、同18.6%減であります。

町税、国民健康保険税及び各種使用料の未収金については、滞納原因を分析し、滞納者の状況に応じた効果的・効率的な債権回収の方法を検討し、新たな未収金を発生させないための対策を講じるなど、引き続き未収金の回収に向けての積極的な取り組みが求められています。

今後も自主財源の確保と負担の公平性の観点から、所管課と収納対策本部が連携して債権情報や徴収ノウハウを共有しながら、未収金の回収、新たな未収の発生防止に努め、収納率の向上を図られたい。

歳出では、不用額について、一般会計では歳出予算現額に対して支出済額は13億323万4,157円、18.7%の減となり、執行率は84.2%、前年度に比して5.5ポイント低下しています。しかし、翌年度繰越額9億4,900万

6,000円、結果3億5,422万8,157円の不用額が生じています。特別会計の1億1,032万4,628円と合計すると、不用額は前年度に比して5,483万1,675円の増となっております。

これは毎年指摘しているところでございますが、それぞれの費目において生じた理由はあるものの、総計予算の原則から勘案すれば、多額の不用額が生じることは好ましくなく、今後とも早い時点で減額補正の必要が生じた事業は補正予算を組み、スピード感のある的確な予算積算、適正な予算執行を行い、決算見込みの把握を確実に行った予算の執行を行われたい。

歳出に当たっては、各施策・事業の緊急性、必要性、重要性等を見きわめた上での効率的・効果的な経費支出を図ることにより、よりよい町民サービスの提供と町民福祉の向上に努められたい。

また、社会経済情勢の変化、町民の多様なニーズを的確に捉え、かつ、さらなる財政健全化への取り組みを積極的に推進し、持続可能な財政運営に努められたい。

なお、本審査の参考のために、別紙のとおり決算資料を添付しております。

33ページでは、一般会計及び特別会計の歳入の概況、一般会計及び特別会計の歳出の概況、34ページでは、特別会計のそれぞれの歳入歳出状況、35ページでは、各種債権の収入状況、収納率の状況について説明しております。36ページから38ページまでは、平成25年度の会計決算監査各課別指摘事項について記載しているもので、これは後ほどご一読ください。

以上、一般会計の決算審査は終わります。

次に、平成25年度智頭町水道事業会計決算審査について報告いたします。

第1、審査の対象。平成25年度智頭町水道事業会計決算。

第2、審査の期間。平成26年6月26日。

第3、審査の方法。審査に付された決算書及び附属書類が法令に準拠して作成されているか、また、会計処理の手続が適正にされているか照合するとともに、関係職員からの説明の聴取を行う等、通常の審査手続により実施した。事業の経営内容を把握するため計数の分析を行うとともに、地方公営企業法第3条の規定の趣旨に沿って運営されているかについて審査した。

第4、審査の結果。決算審査に付された決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつ計数も正確で会計諸帳簿や証拠書類と合致してお

り、経営成績及び財政状況は適切に表示されていると認められた。また、剰余金の処分についても適切であり、予算の執行についてもおおむね適正に執行されていると認められた。なお、審査の概要及び意見については次のとおりである。

第5番目、審査の概要及び意見。1、業務状況では、(1)の給水状況及び(2)の施設利用状況について、それぞれ比較説明を行っています。

2ページ目であります。予算の執行状況については、収益的収支予算執行状況及び資本的収支予算執行状況について、それぞれ説明をしております。

3ページ目です。経営状況についてですが、損益収支の状況で経営成績について説明を行っております。2番目の水道料金の収入状況では、徴収率について説明を行っています。3番目の供給単価及び給水原価では、年度比較について説明しております。

4ページ目の財政状況では、資産及び負債・資本の年度比較について説明を行っております。5番目の資金運用状況では、5ページ目の資金運用表と正味運転資本増減表により、1年間の資金の動きと貸借対照表及び損益計算書に与える影響について説明を行っております。さらに、3年間の資金運用の推移について検討を行っております。6番目の財政分析について、財政の健全性で、企業の長期健全性をあらわす自己資本比率、固定資産長期資本比率、当座比率について分析を行っています。経営の安定性では、経常収支比率について分析を行っています。工事の実施状況については、建設改良事業と企業債について、それぞれを説明を行っています。

以上、決算概要について若干説明をさせていただきました。

次に、審査意見について説明させていただきます。

給水状況については、給水戸数、給水人口ともに微減の状態が続いています。厳しい経営環境にあります。施設の利用率が前年度に比べ低下している。また、固定資産使用効率は0.7、前年度が1.0、同規模平均で4.4で施設の効率性は低い数値となっています。施設の利用状況からして、現有施設の適切な維持管理と、より効率的な利用を図られたい。有収率は64.9%で前年度に比べ17.2ポイント改善されていますが、同規模平均76.9%より下回っております。水資源の有効活用の観点から、今後も引き続き漏水調査や老朽配水管の更新など漏水防止対策を計画的に実施され、有収率の向上に努められたい。

経営状況については、当年度純損失を600万6,000円、前年度は純利益

13万8,000円計上したことにより赤字決算となっています。また、給水損益も26.03円と損失が拡大しています。収支悪化の主な原因としては、平成22年度から24年度にかけて水道管に比して比較的償還期間の短い機械及び装置に8,600万の設備投資を行ったことにより、減価償却費が急増した等の要因が上げられます。26年度決算適用ですが、新地方公営企業会計ではみなし償却制度が廃止されるため、みなし償却を行っていない当事業会計は表面的には経常収支は改善されることとなりますが、しかし、これは現金を伴わない経理的な収益改善であることから、引き続き安定した収入の確保と、さらなるコスト削減等、合理化の徹底に努められたい。

経営の健全性については、各指標ともに高い数値で安定していると言えるが、経営健全化のため可能な限り自己資本の増強を図られる等、財政基盤の強化に努められたい。

資金運用については、長期資金不足が常態化し、正味運転資本、特に現預金の減少で対応をしてきており、財政状態では前年度に比較して悪化しており、今後留意する必要があります。

料金収納においては、収納率の向上に努力されているところでありますが、引き続き、負担の公平性を確保するために体制の整備と未収金等の解消に最善を尽くされたい。

今後の事業運営につきましては、老朽設備の更新や維持管理に将来的に多額の資金が必要となることが予想されます。したがって、中長期的な事業計画の早急な見直し、危機管理体制の強化を含めて、将来においても安心して低コストの水道水の安定供給に努力されるよう要望いたします。

地方公営企業会計制度の改正に向けて着実に対応されていますが、引当金や勘定科目などの取り扱い、会計処理における運用方針や考え方を明確にして、新しい制度に即した適正な会計処理の執行を図られたい。

なお、本審査の参考にするために、別添の決算審査資料を作成しております。

7ページでは、貸借対照表年度比較表、損益年度比較表、続きまして、経営分析等の年度比較表を添付しています。

以上、水道の決算審査報告を終わらせていただきます。

次に、平成25年度智頭町病院事業会計決算審査について報告いたします。

審査の対象。平成25年度智頭町病院事業会計決算。

審査の期間。平成26年7月25日。

審査の方法。審査に付された決算書及び附属書類が法令に準拠して作成されているか、また、会計処理の手続が適正にされているか照合するとともに、関係職員の説明の聴取を行う等、通常審査手続により実施した。事業の経営内容を把握するために計数の分析を行うとともに、地方公営企業法第3条の規定の趣旨に沿って運営されているかについて審査した。

審査の結果。決算審査に付された決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつ計数も正確で会計諸帳簿や証拠書類と合致しており、経営成績及び財政状況が適切に表示されていると認められた。また、剰余金の処分についても適切であり、予算の執行についてもおおむね適正に執行されていると認められた。なお、審査の概要及び意見については次のとおりである。

審査の概要及び意見。業務状況では、業務の実績で業務実績年度比較について説明を行っています。

2 ページ目の(2)で入院・外来患者利用状況では、診療科目別の延べ患者数の状況について説明をしています。2番目の予算の執行状況では、収益的収支予算執行状況、3 ページ目では、資本的収支予算執行状況についてそれぞれ説明をしています。3番目の経営状況では、損益収支の状況で経営成績についてそれぞれ説明しています。4 ページ目の(2)の総収益では、総収益の内訳について説明を行っています。あわせて他会計の補助金の内訳、一般会計からの繰り入れ状況、一般会計繰入金の収益比率についてもそれぞれ検討しております。

5 ページ目の(3)の総費用では、総費用の内訳について説明しています。これはあわせて医業収益に占める給与費及び材料費の割合についても検討しています。(4)の収益比率では、収益と費用とを対比して企業の経営活動の成果をあらわす以下の三つの比率について分析を行っています。

6 ページ目の5番目の経営比率では、経営成績を判断するための指標となる三つの経営比率について分析を行っています。4番目の財政状況では、資産及び負債・資本の年度比較について説明を行っています。

7 ページ目の(2)の資金の運用状況については、資金の運用表及び正味運転資金の増減表によって、1年間の資金の動きと貸借対照表及び損益計算書に与える影響について説明を行っています。(3)の財務比率では、以下三つの財務比率について分析を行っています。

8 ページ目でございますが、(4) の企業債・公立病院特例債では、企業債の発行、償還状況について説明を行っています。

以上、決算概要について若干の説明をさせていただきました。

次に、審査意見について説明をさせていただきます。

損益の状況は、医業損益が前年度よりも8,216万6,394円減少し、経常利益が前年度より1億1,965万7,839円増加したことにより大幅に改善されましたが、特別損失として繰延勘定の控除対象外消費税を一括償却したため、本年度の純損益は749万2,729円の純損失とり、赤字決算となっております。

また、業務の実績については、延べ患者数は前年度に比べ656人減少していますが、入院患者数は前年度に比べ2,141人増加し、病床利用率の大幅な向上となり、医業収益の増加の主要因となっております。外来患者数が前年度より2,797人減少していることから、各地へ出向き、「病院について語る会」を開催し、現状の医療制度や智頭病院を取り巻く状況を説明し町民の要望を聞くなど、町民の理解を得るための取り組みがなされております。

病院事業においては、財政状態の良否を示す財務比率及び経営活動の成果をあらわす収益比率は前年度に比べ改善されており、健全経営に努められております。資金運用では、正味運転資本の増加が1億1,985万2,302円となり、未払金及び一時借入金との減少という形であらわれており、流動比率は大幅に改善され、財政状態は好転しております。

平成21年3月に策定、平成23年度に改定した智頭病院改革プランとの比較では、医業損失は損失額が3,254万5,000円減少し、経常利益は6,517万9,000円増加しております。当期純利益は1億4,419万7,000円減少していますが、2億937万6,000円の特別損失を考慮すれば改革プランを上回っております。深刻化する医師・看護師不足などにより地域医療を取り巻く環境は厳しさを増していますが、こうした中で今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくため、改革プランに基づく経営改革の取り組みが行われております。

今後、人口減少社会に本格的に向かう中で、あわせて高齢化が急速に進展する厳しい状況において持続可能な地域医療提供体制を構築するためには、引き続き経営改革の取り組みを着実に進めていく必要があります。今後の事業運営につい

ては、次の事項に留意して取り組まれない。

新地方公営企業会計制度への移行に向け着実に準備を進めていますが、引当金や勘定科目などの取り扱い及び法改正に伴う会計処理の見直し等、新しい制度に即した適正な会計処理の執行を図られたい。

今後の病院経営に大きな影響を与える重要な経営方針を的確、迅速に意思決定ができる組織改正については、現在見直しが行われていますけども、さらなる充実を図られたい。

病院事業管理者を筆頭にした病院幹部会で論議された重要な経営方針や課題は、それぞれの部局の職員間で情報共有と共通認識を図るとともに、組織が一丸となって直面する課題解決に一層取り組まれることに努められたい。

なお、本審査の参考とするために、別紙のとおり決算資料を作成しております。

9 ページは貸借対照表年度比較表、10 ページは損益計算書年度比較表、智頭病院の業務の概要について作成しております。

以上で審査結果の報告を終わります。

決算審査にご協力いただきました関係職員の皆さんに、この場をおかりして厚くお礼を申し上げまして報告を終えたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（谷口雅人） 小林代表監査委員の報告は終わりました。

議案第57号 平成25年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第68号 平成25年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） これは監査に対しての一括の質問ということによろしいですか。

○議長（谷口雅人） 両方で結構です。

○7番（岸本眞一郎） 今回のこの監査報告書、例年と違ってすごい個別の財政指標が詳しく書かれています。こういう財政指標を細かく出すことによって、智頭町の財政の改善点、課題点というものが浮かび上がってくるような気がします。それに基づいて監査意見というものを出しておられますが、今回のこういう財政指標を詳しく従来と変わって書かれたというその思い、そういうものと、監

査の指摘事項は毎年繰り返されてる部分も多々あるんですが、その辺についてなかなか改善ができないということについて、何か意見なり思いがあればちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（谷口雅人） 小林代表監査ですか、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） はい。

○議長（谷口雅人） 小林代表監査委員。自席で結構です。

○代表監査委員（小林 新） このたびは私も、ちょっと意見書作成してみまして非常に、他の市町村といいますか、市の決算審査意見書をインターネットなんかで見ますと、非常にいろんな数値をもって比較対照を行っておられると、実態を把握しようという意見書になっております。我が町を見ますと、そこらについてなかなか踏み入ったところはなかったもので、このたび私も試行的に、実態をよく知っておるわけではないですけども、試行的にいろんなものを比較しながら検討して実態把握できないかということで、どこまで実態が把握できたかわかりませんが、一応、まずは他の市町村の情報から現状を顧みてこのようなことをやってみたということですので、これを契機に、もうちょっと、まだ私としては・・・・・・になっていませんで、もう少し勉強が足りないなという実感です。こういう形で審査意見書を出すのはどうかということで私もちょっと不安があったんですけども、とりあえず試行的に実施させていただきましたので、ご参考にしていただければと思います。

それと、いろいろと同じような指摘ということで、私も監査の指摘で、特に不用額とかいうので多額の不用額が毎年出ています。我々としてもヒアリングにおいて、10万円以上の不用額についてそれぞれ全て要因について説明してくださいという形で各課の担当者の方に説明をいただきました。しかしながら、これはあくまでも結果論で、いろいろ説明を聞きましても止むを得んなというようなところがありましたので、やはりこういうところについて、私はこのたび指摘をしてませんけども、やっぱり内部統制といいますか、やはり途中の段階でこういった不用額の発生のチェックが入る組織、現在も行われてると思いますけども、そこら辺の内部統制がどう入っているのかということも今後監査をやってみたいなと思っておりますので、結果で言うとうちでも同じようなことになりますので、途中でいかにそういったものをチェックできるかという、途中でのそういったチェック体制強化ということもあわせて今後もやっていきたいなということで考え

ています。以上でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第57号 平成25年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第68号 平成25年度智頭町病院事業会計決算の認定についての12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時26分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告いたします。

委員長に南 肇議員、副委員長に岸本眞一郎議員、以上のとおりです。

日程第16、議案第69号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第3号）から、日程第34、議案第87号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての19議案についての質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第16、議案第69号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案第69号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第3号）でございます。前もって配付いたしております平成26年度9月補正予算概要、これもあわせてごらんいただきたいと思います。これをもとに、補正予算概要をもとに説明をさせていただきたいと思います。あわせて補正予算書のほうもごらんいただきたいと思います。

まず、補正予算書の概要の、ページは補正予算書のページでございます。まず、概要書の1ページでございます。補正予算書では11ページでございます。議会費につきましては、先ほど町長が提案理由で申しましたが、町村議会議員共済会負担金の会計におきます増額措置を行っております。次に、一般管理費につきましては人件費の調整を行っております。また、番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございますが、これの施行に伴いますシステムの改修委託料及び中間サーバーの利用負担金、それぞれ措置をいたしております。財政管理費につきましては、これも提案理由にもありましたが、本町にあります公共施設等の更新、それから統廃合、長寿命化など、最適な配置を実現するために公共施設等総合管理計画を、本年、来年の2カ年で計画を策定することにしておりまして、本年度の策定委託料を措置いたしております。

補正予算書は12ページでございます。文書広報費につきましてはカメラの購入費を計上いたしております。まちづくり事務費につきましては、これも提案理由にもありましたが、若者定住等による集落活性化事業を現在実施しているところですが、新たに移住者を雇用する企業への支援を行うための補助金の増額措置をいたしております。移住定住促進事業につきましては、これも提案理由にもありました、町が主体となって空き家の無償賃貸借の上、改修を行います空き家再生活用事業として2件の改修経費を増額しております。そのほか定住促進対策事業といたしまして、住宅の新築・改修に要する経費の助成、18件分でございますが、これも増額措置をいたしております。また、住宅用太陽光発電システム推進事業では、集落が行いますLED防犯灯設置促進補助金として58灯分の増額措置をいたしております。次に、地域活性化推進費でございます。空き校舎等活用推進事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、旧山郷小学校図書室床の改修補助金を措置いたしております。同じく補正予算書12ページ、ふるさと基金では、ふるさと納税寄附者の増によります謝礼の増額措置をいたし

ております。

次に、補正予算書では13ページでございます。税務総務費及び戸籍住民基本台帳事務につきましては、人件費の調整を行っております。

補正予算書14ページでございます。国民年金費も同じく人件費の調整を行っております。同じく補正予算書14ページ、障害福祉費につきましては、これも提案理由にもありましたが、重度障がい児支援事業補助金として新たに放課後デイサービス事業に係る施設への助成を、また、老人福祉費の在宅福祉対策事業費につきましては、高齢者等の生活管理指導のための施設短期入所に要する経費を計上しております。また、人件費の調整に伴います介護保険事業特別会計への繰出金を措置しております。

それから、補正予算書15ページでございます。老人福祉センター管理費につきましては、これも提案理由にもありましたが、老人福祉センターの高圧自家用発電設備の修繕料を措置いたしております。

概要書2ページをごらんいただきたいと思っております。補正予算書では同じく15ページでございます。保育園費につきましては、臨時修繕料の増額を、また予防費、各種予防事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、法改正に伴います定期接種となりました水痘、肺炎球菌ワクチン接種委託料を措置いたしております。

それから、補正予算書16ページでございます。概要書は同じく2ページでございます。上水道施設費につきましては、智頭テクノパーク上水道施設工事に係る上水道事業会計への繰出金を、また、病院施設費につきましては検査機器の更新等に係る病院事業会計への繰出金をそれぞれ措置いたしております。それから、同じページでございます。農業委員会費の農地調査・農地基本台帳整備につきましては、農地台帳システム改修に要する経費を措置いたしております。

それから、補正予算書は17ページでございます。林業振興費につきましては、新たに天木地内に森林セラピーロードを整備するための工事請負費を、また、農林業いきいき交流まつりで、若者が林業の世界で活躍する現在話題の映画でございますが、「WOOD JOB!」という映画、これを上映するための経費として補助金の増額をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書は同じページでございます。概要書は3ページをごらんいただきたいと思っております。商工振興費につきましては、提案理由にもありましたが、サテラ

イトオフィスとして進出する企業の進出の経費を、それから交流事業費につきましては韓国楊口郡職員森林セラピー研修に要する経費の増額を措置いたしております。

次に、補正予算書18ページでございます。小学校管理費につきましては、これも提案理由にもありました旧富沢小学校敷地内の法面工事に要する経費を措置しております。

次に、補正予算書は19ページでございます。中学校管理費につきましては、新校舎の建物災害保険用の増額措置をいたしております。

なお、18ページ、小学校教育振興費の備品購入費及び19ページ、中学校の教育振興費の備品購入費につきましては、教育振興のためにと町民の方からいただきました寄附金でそれぞれ図書購入経費を措置いたしております。

補正予算書19ページでございます。文化財整備活用費、板井原集落整備活用推進事業につきましては、板井原集落のパンフレット、これをリニューアルいたします印刷に要する経費を、石谷邸保存活用整備事業につきましては、修繕料の増額のほか、石谷家50万人入館達成記念イベントに要する経費をそれぞれ措置いたしております。

それから、補正予算書は20ページでございます。体育施設費につきましては、これも提案理由にもありましたが、智頭温水プールの温度感知器の修繕及び下水道の接続分担金を、また、勤労者体育センターの天井等雨漏り防止のための調査委託料をそれぞれ措置いたしております。

以上、合計9,350万円の補正となっております。

財源といたしましては、補正予算書2ページにありますとおり、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債をもって措置いたしております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、議会費から民生費、衛生費から土木費、教育費と債務負担行為の5区分に分けて行います。

まず、歳出の議会費から民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） この公共施設等統合管理計画というものですが、これは自治体が持っている公共建物を、これから人口減少等で不用になる建物等がある場合が出てきます。こういうものに国が、従来は廃止するときに壊したりすることについては交付金等が出なかったのが、これらにも出るようになるというぐあいに聞いてますが、今回この計画は将来のそういう公共施設の統廃合を見据えての計画書づくりということなんでしょうか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 岸本議員がおっしゃるように、平成26年度から総務省のほうで、公共施設の取り壊しについて計画を立てた後、地方債の措置があるというようなことが事業化されましたので、本町としましても現在ある施設、遊休施設等もございますので、これの将来にわたっての管理計画をどうするかということで今回この計画書の作成に着手したところでございます。

○議長（谷口雅人） ほか、ありませんか。

10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興） 12ページの智頭農林高校協働連携事業、これ企画ですけども、具体的にはどういうことでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） ことしになりましてから、智頭農林高校と地域が連携するというテーマで数回の意見交換を設けております。その中で具体化して、智頭農林高校の生徒に、まず百人委員会ですね、こちらのほうに参画いただくということで、今調整を進めているところでございます。

それから今月の9月20日に、いよいよ、ちのりんショップというのが町なかにオープンするというところでございまして、今まで観光甲子園でのグランプリを踏まえて板井原集落との地元学での結びつきというところを智頭町全体に、智頭農林高校がいよいよ町なかに出てくるということがございまして、それを町としても全面的にバックアップをしていくという体制の中で、これから緊密に連携をとりながら、次年度、28年度に予定されています智頭農林高校の学科の再編というところも踏み込みながら、教育という分野でございすけども、智頭町との関係の中で密接に協力していく、さまざまな分野で協力、支援していくという総合的な取り組みでございす。

○議長（谷口雅人） 10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興）　かねてから智頭町は、地域の高校とかたく連携しよう、地域の活性化の一助になればということでお話を聞いてます。着々と事業は進んでるんですけども、地域の皆さんと一緒に手を取り合って盛り上げようと、地域の受け入れ体制等々について少し配慮が足りないのではないかと私は思います。

例えば店を出す、商店街に出す。各地域にはまちづくりがあります。区長さんもいらっしゃいます。一緒に盛り上げようや。新聞広告、それだけで盛り上がりますかということについて、本会議で物を申すだけでなくて事前に所管の担当者をお願いをしています。

話は違いますが、民泊マラソンでも同じことであります。せっかく時間帯をつくって、選手が歩くか走るか、あるいはジョギングをするか、そういうせっかくの智頭町の触れ合いの場所が、どうやって応援なり拍手なり旗を振るなり、そういうような連携をなぜ持とうとされないのか。少し配慮が足りないのではないかと私はつくづく思っています。

ここで論議をしようということではありませんけれども、今からでも遅くはない。関係団体や、あるいはまちづくりにも応援を要請すべきではないか、そういうことを私は伝えたいと思います。以上です。

○議長（谷口雅人）　答弁求めますか。

酒本議員。

○10番（酒本敏興）　何かその件についてはもう既に取り組んでらっしゃるのか、あるいはそんなことは関係ないのか、わかれば答弁してください。

○議長（谷口雅人）　岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘）　ご意見賜りましたので、そのあたりも不足している点につきましては、これから町民と一体となった町づくりということを基本に据えて町全体が盛り上がっていくように、地域の住民の方とも連絡調整を密に進めながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（谷口雅人）　上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則）　民泊マラソンのほうのPRの関係でございますけれども、こちらのほうご指摘いただきまして、大変おくれておりましたが、昨日から智頭地区に関しましても各区長さんのところを回りまして説明させていただいております。

○議長（谷口雅人）　ほか、ございませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） まちづくり推進費の若者定住等による雇用企業支援。これは従来も条件によって雇用した企業に対しては支援するのがあったんですが、今回、この雇用企業支援というのはどのように違うのか、対象者がどのような人なのか、雇用形態はどのようなものときにこれは補助の対象になるのか、そこら辺をちょっとお願いします。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 今回提案させていただきました雇用支援というのは、鳥取県のほうで限界集落対策として打ち出されました若者定住対策という中でございますので、対象となるのは限界集落、あるいは限界集落に準ずる集落にお住まい、そこに入られました移住者、こちらが地域活性化ということで地域と一体となって取り組まれるというものでございまして、今回は八河谷集落のほうに入られました麻の栽培をやっておられます若者に対する企業の支援ということでございますので、対象者は限界集落と準限界集落ということでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 対象者はそれでわかったんですが、雇用企業ですね、雇用企業というのが、町内の企業であれば対象になるのか、他の雇用形態等についてはどうなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 対象は限界集落・準限界集落の方が営まれる企業ということでございまして、その方が町内の住民の方を正式に雇用するという雇用契約に基づいて発生する雇用が対象となるということでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回は、その対象企業が限界集落とそれに準ずる集落に存在する企業がということですね、今のあれでは。じゃあこの対象者も限界集落に住む人という限定になるんでしょうか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 企業支援の企業というのは、おっしゃいますとおり限界集落あるいは準限界集落にお住まいの方が営まれる企業ということでございまして、雇用する相手方については、その範囲ではなくても結構ということでございます。

- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） もう一つ、雇用形態。例えばパートとか正社員の場合と
かっていろいろあると思うんですが、その雇用形態についての基準というのを
教えてください。
- 議長（谷口雅人） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） 一応正規の雇用契約に基づく契約ということでござい
ますので、正規の職員ということが対象ということで原則なっております。
- 議長（谷口雅人） ほか、ありませんか。
8番、徳永議員。
- 8番（徳永英太郎） 14ページの老人福祉費なんですが、高齢者等の生活管
理指導のための施設短期入所に要する経費というふうに町長も言われましたけど
も、高齢者といってもどのような高齢者が対象になるのか、どのような生活管理
指導を行うのか聞かせてください。
- 議長（谷口雅人） 國政福祉課長。
- 福祉課長（國政昭子） 生活管理指導短期宿泊事業委託料のことですが、これ
についての対象となる方というのは、在宅での生活が難しくなったといった高齢
者等というように捉えております。それについては施設職員が直接というわけ
ではなくて、施設のほうに行っていて、そこで生活管理の習慣をつけていた
だくといったような事業です。
- 議長（谷口雅人） よろしいですか。
ほか、ありませんか。
5番、中野議員。
- 5番（中野ゆかり） 12ページのまちづくり推進費の定住促進対策補助金に
ついて質問します。
住宅改修が18件分ということですが、これ当初、本当に申し込み多数の事業
だったですね。それで、申込者が多いがために全ての対象者に補助金が行き渡ら
ないということで多分この補正を組まれたと思うんですが、この18件分でほぼ
申し込みの方を賄えるのでしょうか、それとも18件よりもまだまだたくさん申
込者がいたんだよというようなことなんでしょうか、そのことをお聞きします。
- 議長（谷口雅人） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） 今、中野議員のおっしゃっていますのは、今回補正し

た案件ではなくてリフォーム助成のことをおっしゃっているのだと思いますけども、そちらのほうは100周年ということで、予算1,000万の中でということで申込者がありましたので抽せんという形をとらせていただきましたけども、今回上げております定住促進対策補助金といいますのは、45歳以下の者の定住意欲、5年以上定住されるということで増改築をされる方に対する助成ということで、当初、頭出しとして300万、3件程度の予算を組んでおりましたが、これにつきましては、申し込みがあった者、現在申し込みの見込まれる者ということで21件の新築・増改築を見込んでおりますので、申し込まれた方で内容を精査して、適合と認められるものは全て補助金の対象というふうに見込んでおります。それが当初3件分、300万を1,953万5,000円ということで精査して21件分を対象とするということでございますので、今回18件分を増加ということであると、こちらにつきましては申し込まれる方全員を補助対象としているということでございますので、お知らせをしたいと思います。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 14ページの障害福祉費ですけれども、重度障がい者支援事業の説明をもう少し詳しくお願いします。

○議長（谷口雅人） 國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 提案理由の中でも説明がありましたけども、この重度障がい児者の受け入れを行う事業所、それから施設というところに対し、全体的にこういう施設が不足しているというようなことが課題として上げられております。そういったことを解消するには、今ある施設の内容を充実していったり、そういう施設の方が新規事業でもまた取り組めるというようなことをするには、まず今の状態を本当に運営のしやすい状態にしなければいけないということと、実際、利用されている重度障がい者の方というのはたくさんの支援が必要です。そういったことに事業所としての負担が多く重ならないように、そのところを支援していきましょうという制度です。

○議長（谷口雅人） 6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 先ほどの説明の中に、何かちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、放課後デイサービスとかという言葉もありましたけれども、そういう中身をもう少し具体的に教えていただけるとありがたいですが。

- 議長（谷口雅人） 國政福祉課長。
- 福祉課長（國政昭子） これを対象としているサービスでは、生活介護事業所等もありますが、今回要求しましたのが放課後等のデイサービスの事業所というところで、それに当たっている職員の方ですね、支援をされる職員の方に対して1日当たり1,900円という金額での補助を行っていくというものです。
- 議長（谷口雅人） 6番、平尾議員。
- 6番（平尾節世） それでは、その受け入れが可能な施設というのは智頭町でどれくらいあるんでしょう。
- 議長（谷口雅人） 國政福祉課長。
- 福祉課長（國政昭子） 智頭町にはありません。
- 議長（谷口雅人） ほか、ありませんか。
1番、大河原議員。
- 1番（大河原昭洋） 7番の老人福祉センター管理費ですけども、もう少しちょっと内容を詳しく、ちょっと聞き取りにくかったんで、よろしくお願いします。
- 議長（谷口雅人） 國政福祉課長。
- 福祉課長（國政昭子） これは、ひまわり会館の中に敷地内にあります高圧自家用受電装置というものがあまして、そこの施設が経年劣化によるもので、それを修繕するものです。高圧線を引き込みまして、そこから分配するというような設備です。
- 議長（谷口雅人） 1番、大河原議員。
- 1番（大河原昭洋） これ、たしか当初の予算だったと思うんですけど、空調設備云々とはまた全然違うシステムでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 國政福祉課長。
- 福祉課長（國政昭子） 当初に出してるものではありません。
- 議長（谷口雅人） ほか、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（谷口雅人） 次に、衛生費から土木費の質問行います。
質疑はありませんか。
7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） この上水道工事費ですが、これはテクノパークの部分ということですが、これまでは地域の元気交付金で幹線道路沿いと敷地内に引き込

むまでがこちらでやるというぐあいに認識してるんですが、今回の補正の部分は、場所的にはどのようなところからどのようなところまでがされる工事なんですか。

○議長（谷口雅人） 藤森水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（藤森啓次） 失礼します。今回の3,800万円の区間でございますけど、区間名としましては1、2、3、4工区、その中でも特に3工区の山の谷の間に道を切る作業が難航しておりまして、それにかなりの金額が費やされる予定でございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） では、今回はこのテクノパークの敷地内に引くという補正ではなくて、今、元気交付金でやってる幹線、上水道の受水タンクづくりですね、そういうものに対しての補正だということによろしいですか、どうでしょう。

○議長（谷口雅人） 藤森水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（藤森啓次） ご指摘のとおりです。

○議長（谷口雅人） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、大河原議員。

○1番（大河原昭洋） 文化財整備活用費、19ページにありますが、先ほどご説明の中で、石谷家住宅来館者が50万人を達成する見込みだということのようですが、具体的にどのようなイベントを考えてらっしゃるのか、よろしく願いします。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） おかげさまで、平成13年にオープンして以来、この11月で50万人に達成する見込みが立ちました。具体的なイベントの中身でございますけども、いわゆる50万人目の入館者に対してのプレゼントの贈呈でありますとか、それから10月から開始する予定であります50万人達成日のクイズです、何日に50万人達成か。それから、石谷家住宅というのはご存じのように貴重な文化財でもございます。この石谷家住宅の木造建築に関する住宅セミナ

一、これらを催します。同時に、これは12月に開催するんですけども、あわせたイベントといたしまして落語家の桂米二さんを招きまして、これは石谷邸のほうにおきましての落語会を開催するというような予定のイベントを組んでおります。以上でございます。

○議長（谷口雅人）　ほか、ありませんか。

1番、大河原議員。

○1番（大河原昭洋）　20ページの体育施設費です。ご説明の中に温水プールの温度感知の備品の修繕ということがありましたけども、これはサーモスタットがおかしくなったとか、そういうようなことでよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人）　西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己）　温水プールにおきましては、温水プールの温度指示調整機が不良でございまして、水温が安定しないということがあります。基本的には31度を目指してるところでございますけども、これが31度を越えた水温で日々上下してるということから、これの修繕を行うというものでございます。

○議長（谷口雅人）　ほか、ありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎）　今のこの温度センサーに関連してですが、これまでは電気式だったんで、これが下がれば電気のほうが温めて水温を保つという機能ですが、今後まきボイラーで補助熱源にしたときには、ここら辺、水温の調整というものがどのようにこれはなるのでしょうか。

○議長（谷口雅人）　上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則）　まきボイラーを導入した後の運用につきましては、現在使用しております電気で水を温めまして、それをプールのほうに供給していくというシステムの補助熱源でございますので、その温度の管理等につきましては現状のままでございます。あくまでもまきボイラーがいたしますのは熱源としての、今、蓄熱タンクのほうで熱を、あったかい湯をためるわけなんですけども、そのお湯をためることで現状電気で沸かしてるものをサポートするという形になりますので、あくまでもその管理等は現状のままということでございます。

○議長（谷口雅人）　7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎）　蓄熱タンクに温水をためるんですが、そこを、これまでは温度が下がったら電気が入って暖めるという仕組み、このサーモスタットとい

うのは十分機能するんですが、これから補助熱源ということでもきをたいて高い温度の蓄熱でためてるのか、そこら辺の温度調整の仕組みというのは、あくまでも補助熱源ということでも従来どおり電気ですと、補助熱源を使いながら電気でも暖めていくということになるんでしょうか、そこら辺どうでしょう。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） ご指摘のとおりでございます、補助熱源でございますので、基本的にはボイラーのほうをメインにやっていきますが、ボイラー、以前にもご説明いたしました、最大でも7割の代替率ということでございますので、最大になったとしても3割は現状どおりで電気であつためていくというものは残っていくということでございます。

○議長（谷口雅人） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩をします。

休 憩 午後 0時03分

再 開 午後 1時15分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度、一般会計全般にわたつての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 歳出の17ページの森林セラピー事業のところなんですが、今回の補正予算でセラピーロードのどの程度まで整備をされるんだろうと。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 先ほども概要説明の中でございましたけども、今回の工事といいますのは、天木地区での森林セラピーロードの整備工事でございます、天木地区のほうも今現在、全体的な構想を固めながら作業を進めているところでございます。今回のこのロードの整備につきましては、天木地区の旧スキー場の跡地といいますか、広場になってますとこですね、このあたりを実際にセラピーのお客様方に歩いていただくようなコースをつくるに当たりまして、ここが今現在カヤがもう生い茂っているような状況で、刈ってはいるんですけどもまだたくさんある状態です。そこを常に人が歩けるような状態にするために、路床の改良といいますか、歩くところの部分を根が出てこないように改良をするというようなことで、その部分だけで約700メートルほどの工事を行うように考えております。

○議長（谷口雅人） 6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） それでは、すぐ来年度からそこがセラピーロードに使えていくわけではないようですので、ちょっと行き過ぎかもしれませんが、大体でき上がるのはいつごろの予定に心づもりをされてるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 今回はこの広場の部分のロードを整備いたしますけども、引き続きまして地元の方々と協議しながら、今度は山のほうの中に、工事的なものではございませんが、人が歩けるように何コースも設定してまいります。それで、その上できちんとロード全体が整備できるのはまだ来年いっぱいもかかると思いますので、2年後ぐらいにはなると思います。ただ、途中途中でいろいろ人にここのセラピーロードができてるといようなことを認識してもらうためには、イベント的なものは結構されるとは思いますが、きちんとして完成するのはまだ1年以上はかかるという想定です。

○議長（谷口雅人） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17、議案第70号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

矢部税務住民課長。

- 税務住民課長（矢部 整） 失礼します。公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ12万円を追加するものです。

初めに、歳出についての説明をさせていただきます。補正予算書の30ページをごらんください。公共下水道費の一般管理費では、時間外勤務手当を増額するものでございます。

歳入については、29ページに記載しておりますとおり、一般会計の繰入金をもって措置しております。以上でございます。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第71号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

- 福祉課長（國政昭子） 議案第71号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ818万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,872万2,000円とします。

初めに、歳出を説明します。38ページをごらんください。地域支援事業の総合相談事業につきましては職員の住居手当を、任意事業につきましては介護なんでも相談員の保険加入費用を、介護予防サービス事業費では町外で予防プランを作成する人の増加による委託料の増額を、諸支出金の町負担金につきましては、平成25年度の社会保険診療報酬支払基金の残額が確定したことによる超過交付分について返還金を措置しております。

歳入につきましては37ページをごらんください。一般会計からの繰出金と繰越金をもって措置しております。今回の補正予算額は818万4,000円で、補正後の予算総額は10億5,872万2,000円となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第72号 平成26年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

藤森水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（藤森啓次） 失礼します。平成26年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）。

金額につきましては、資本的収入及び資本的支出、これがそれぞれ3,801万4,000円となっております。

内容につきましては5ページをごらんいただきたいと思います。収入のほうにつきましては工事負担金として一般会計より3,801万4,000円、支出としましては建設改良費の、ここに書いてありますけどテクノパークの増嵩見込み額、これを増額3,801万4,000円計上しております。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第73号 平成26年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 議案第73号 平成26年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）。

まず、収益的収支及び支出のところですが、補正予算額1,384万5,000円の補正を上げております。次に、資本的収入及び支出ですが、資本的収入のほうに823万5,000円の補正予算と、資本的支出のほう、建設改良

としまして1,647万円の補正を計上しております。

これの内容につきましては、予算書のまず10ページのほうの収益的支出のほうを説明させていただきます。経費で委託料で電算機の保守委託料として550万3,000円、それから修繕費としまして病院の建物、病院側にあるエレベーター3台をつり下げてるワイヤの交換が必要となりましたので、その修繕費を上げさせていただきます。

次に、11ページのほうの資本的収入及び支出のほうですけれども、まず支出のほうですけれども、検査室に置いております生化学自動分析装置のほうが経年劣化で傷みまして、その更新ということで1,215万円と、この平成26年度診療報酬の制度改正に伴うシステムの導入で432万円を上げさせていただきます、その分の医療機器の2分の1を町からの繰り入れということで出資金ということで計上させていただきます。説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、石谷議員。

○9番（石谷政輝） 今聞きましたらワイヤの修繕ということが話が出たんですけど、建物の中にあるので、そういうようなことは10年に1回とかそんなような規約はあるんですか、ワイヤ交換に。

○議長（谷口雅人） 寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） このエレベーターのワイヤの交換なんですけれども、これを設置した業者で、その後保守点検をその業者で毎年、大きな点検は年に4回、毎月の機械による点検というのをしてもらっております。そういう中でワイヤにさびが発生したと。このエレベーターのワイヤにそういうのが発生した場合にはもう取りかえにゃいけんということが決められておるということでして、それでその業者からそういう交換をしないと今後保守をすることができないというふうに指摘をされましたので、このたび計上させていただいたところです。

○議長（谷口雅人） 9番、石谷議員。

○9番（石谷政輝） 屋根がある中のそういうところの建物の中にあるということが、以前から言われておった水漏れというんですか、そういうようなことが原因でなっているのか、何かそこらのほうの点検も必要になってくるんじゃないかな

うかと思うんですね。ですからそういうところも含めて、もともとが、さびがなかなか出る場所自体が不思議なところなのになと思ひながら、そういうものがあるということは、やっぱり要因としてもそういうのを調べて確保をしなければならぬんじゃないかならうかと思つてますけども、そこらのお考えはいかがでしょう。

○議長（谷口雅人） 寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 建物ができまして、そよ風通り、それから給食センターと雨漏りが発生しておりました。そういう観点もありまして、エレベーターのシャフト内というのも点検したわけですけども、そこには雨漏りというものは存在がないということが確認できております。そういう中で業者のほうに確認しまして発生原因というものをしたんですけども、やはりそういう雨漏りというのでさびが発生したということは、これは考えられないというふうに聞いておりますので、それに対しては、エレベーターのところは大丈夫というふうに認識しております。あとはもう経年劣化しか考えようがないということでした。以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第74号 智頭町景観条例の制定についてを議題とします。
議案の補足説明を求めます。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 議案書13ページをごらんください。議案第74号 智頭町景観条例の制定について。これは、智頭町景観条例を制定することについて、地方自治法96条1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

あわせて議案説明資料の1ページのほうをごらんください。智頭町の文化的、歴史的な景観及び林業景観を維持・保全するために景観条例を制定するものでございます。

概要として、景観法の規定に基づき、景観行政団体として町が行う景観行政事務を処理する上で必要な事項を定めるものでございます。また、本町の景観計画が策定されるまでの間につきましては、鳥取県景観計画を継続して適用することを規定しております。

（1）として、良好な景観形成に関する施策、この中にアからカまであります。

アの景観計画からカの啓発及び支援について定めるものでございます。それから2番目として、景観計画策定審議会を規定しております。これにつきましては、先日9月8日月曜日に、第1回の智頭町景観形成策定審議会を発足しているところでございます。施行期日は平成26年の11月1日としております。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 審議会が発足してこれからいろいろ中身を詰めると思うんですが、条例で決めてる分と、この審議会がこれから担っていくのは骨格で条例を決めて審議会が内容を充実させていくという手法なのか、あと智頭町が守りたい景観をどこにするとかなんとかいろいろ具体的なものがあると思うんですが、そこら辺のこれからの作業の工程というのはどうなるんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 作業の工程としましては、審議会のほうにはこの議決後1カ月の公告期間を経ましてこの条例が施行される11月1日以降ですね、町長から審議会の会長に対して、智頭町景観形成計画の策定についての諮問を行う予定にしております。条例の中では基本的な事項を定めるものでございますが、具体的内容につきましては、智頭町景観形成計画をことし、来年の2カ年にわたって策定していくこととしております。その策定指標の中で既に第1回の審議会の中でお示ししていることは、住民参加のフィールドワークを年3回程度開催することによって住民の意見を盛り込んだものを計画の中に反映していくこと、それから智頭町らしい景観というものを規定していくために、智頭町の林業景観にまで踏み込んだ計画にしていくこと、これについては既に確認をさせていただいてるところでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） もう一つ、この審議会とこの計画を業務委託をするという前提になっていたように思うんですが、その業務委託をする会社とこの審議会との関係というのはどのようなことになってますか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 先ほども申しましたように、本計画は住民の参加によ

るワークショップを中心に重要な点として捉えております。そのワークショップの運営、取りまとめについての業務委託を業者委託するということでございますので、そこでまとめた計画というものを審議会のほうで審議をいただくということございまして、審議会の委員さんからも、自分たちもワークショップのほうに参加していいですかというふうなことがございましたので、それは大いに歓迎しますのでワークショップのほうにも審議会の委員さんも参加をしてくださいというようなお話をしているところでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） そのワークショップの運営は、じゃあ町が直接やるということですか、どこかに委託してやるということですか、そこはどうですか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） ワークショップは町で行いますけども、そのワークショップの運営につままして業者のほうにお手伝いをいただくということでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） いろいろと質問があるのですが、まずは15ページで、景観計画区域は一般地域と特定景観地域に分かれますよね。先ほどの説明で、いろいろワークショップでこの景観区域というのをそれぞれ一般地域と特定景観地域ということも皆さんで話し合っただけで決めていくという方向でよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） この特定景観地域というのは、町が景観形成を図る上で特に重要と認める地域ということございまして、これもワークショップの進め方にも関連はあるところでございますけども、町の考えもございまして、それから住民参加の中で、どういうところが智頭町にとって重要な守るべき代表的な景観だというような議論も出てくると考えております。ワークショップを重ねる中で、智頭町の考える重要な景観形成の地域はどこだというふうなこともその議論の中で導き出していきたいというふうに考えておりますので、最初から「ここが特定の景観地域だ」とかいうふうなことではございませんので、そのあたりはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり）　　そうだろうとは思いますが、文書の中で、括弧内ですよ、町長が良好な景観をどうのこうのと書いてあるので、言えば町長が決めたことイコール特定景観地域ということが変更できるというふうに文章で読めてしまうのでね、なので、トップがかわればこの景観地域というのかわる可能性があるというふうにとれるんです。なので、それプラスいろいろな、この文章の中で「智頭町景観策定審議会の意見を聞かなければならない」という文言が何か所かにわたってあるんですけれども、こういう景観区域の策定、区分というのはとても大きなことであるのにもかかわらず、審議会に諮らなければならぬの文言もないので、ちょっとこれって結構大きな重要なポイントなのでどうかと思って質問させていただいた次第です。

○議長（谷口雅人）　　岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘）　　今回1カ月の公告期間を経てこの条例が成立した暁には、町長から審議会のほうに計画策定の諮問をするわけです。それで、審議会のメンバーの構成にも関係してくると思いますけども、今回審議会の会長には広島大学の中越教授、この方は景観形成の専門的な知見をお持ちの方でございます。そのほか行政関係者でありましたり民間でフィールドワークをされている方、それから百人委員会等、住民代表の方、文化財保護審議会の関係の方、さまざまな分野から構成してる審議会になっておりますので、そこで審議いただいた結果をもとに地区のほうも選定していくということでございますので、町長が個人的にこの地区がというようなことではありませぬので、そのあたりはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（谷口雅人）　　5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり）　　次に、第21条に登録の抹消というのがあるんですけれども、先ほども何度も言いますが、審議会に意見を聞かなければならないという項目がたくさんありまして、例えば登録に関しては審議会の意見を聞かなければいけないんですけれども、登録の抹消に関しては別に審議会の意見を聞かなくてもよさそうな感じですよ。ですから審議会の意見を聞かなければならないというところの要点をもうちょっと取りまとめたほうがいいんじゃないかなと思うわけです。審議会の意見を聞いて登録はしました、ですけど、別に抹消するときには町長が判断すれば抹消できるというように受けとめられるんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 今回の条例を定めるに当たりまして、この条文の構成ですとかその内容ですね、この点につきましては、鳥取県の景観まちづくり課のアドバイスもいただきながら、既に施行されてる団体も多数ございますので、そのあたりで一般的に定める事項としてということでございます。あらゆることを想定した条文になってるということでございますので、その辺の運用、登録の抹消というような項目もございますけども、そういったことが起きた場合、この条項で対応するということでございますので、それは実際に起きたケース・バイ・ケースでの対応になると思いますが、今回に盛り込んでいる条文というものは、今まで施行されてきたものを参考に、智頭町として制定させていただいてるということでご理解をいただきたいと思います。町のほうで一方的に登録を抹消したりということにはなり得ないということと考えております。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） ですが、智頭町として、抹消のときも、ぜひとも「景観審議会の意見を聞かなければならない」という文言をつけるべきではないかなと思っております。

そのほか、第22条ですけれども、「町は景観資産の保存及び活用が図られるよう、助言その他の必要な援助を行うものとする。」これは誰に対して援助するんでしょうか。そのほかの文面は何々に対しどうのこうのって書いてあるんですけど、やはりそういうところも文言が必要ではないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 助言の22条につきましては、必要な援助を行うという項目を定めておりますけども、これは具体的には、これから智頭町が定める景観資産というものをどういうふうに保全していくかというふうなことが今後出てくると思います。そのときに財政支出を伴うような支援であるとかというものが、主には住民が活動として景観を保全していくために必要な活動に対する支援ということが想定されるわけですが、それに限らず、あらゆる場面において景観資産の保全に対する支援ということがありますので、それらを包括するために、どこどこへというふうな表現はここではとっていないというふうにご理解いただきたいと思います。町の景観資産の保全及び活用が図られるための活動に対する

幅広い助言並びに必要な援助を行うということでご理解いただけたらと思います。

○議長（谷口雅人）　　ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。

日程第22、議案第75号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹）　　議案書20ページをごらんいただきたいと思います。

議案第75号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の制定について。21ページからが条例でございます。説明資料のほうは1ページの後段のほうに掲げております。

これにつきましては、平成25年5月24日、国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する法律が公布されまして、早期退職募集制度が今年の11月1日から施行されたところでございます。これに伴いまして、国に準ずる措置を講ずるため、県内各町村で構成しております鳥取県退職手当組合の退職手当に関する条例等の一部が改正されることになるため、各構成しております町村におきましては、この早期退職募集制度を制定するために、定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る募集実施要綱の記載事項等を定めるために条例を制定するものでございます。

内容につきましては、21ページ、第2条では、募集に関する適用に関する規定を掲げております。第3条では、募集の人員、期間等に関する規定を盛り込んでおります。22ページの第4条では、応募できる職員の管理及び取り下げに関する規定、それから第5条では認定に関する規定ということでこの条例の制定を行うものです。

なお、施行日につきましては平成26年10月1日から施行ということでしております。以上であります。

○議長（谷口雅人）　　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第76号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の24ページをごらんいただきたいと思います。

あわせて議案説明資料の2ページを参照いただきます。議案第76号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定について。

主な提案理由でありますけれども、平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度が施行されるのに伴いまして、国の基準を踏まえて本町におきましても特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるものであります。

概要といたしまして、大きく2点ございます。新制度におきましては、施設型給付を創設しまして、給付制度に基づいて認定こども園、幼稚園、保育所に対する財政支援の仕組みが共通化されることに伴いまして、実施主体となります市町村が施設型給付の対象となることをこの条例によって確認するための基準を定めるものでございます。

2点目といたしまして、条例におきましては教育・保育の利用時間を認定しまして、認定区分ごとの利用定員を定める基準でありますとか教育・保育の提供に伴う基準として、管理運営に関する基準を定めて確認を受ける施設が遵守すべき運営基準に規定するというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） この概要の2番の、「教育・保育の利用時間を認定し」というものがありますが、ちょうどこの間テレビで、例えば保育園の受け入れ時間も区分を分けると。その大きな認定基準は、保護者の労働時間、一月当たりの労働時間は約120時間を境にしてそういう区分をつけるんだという内容でしたが、その中身がほとんど保護者等には伝わっていないという話でしたが、今回この利用時間の認定ということについては、実態的にそのようなことが発生し

てくるんでしょうか、そこら辺どうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 今回の条例の制定に当たりましては、本来の国のこの新制度の目的というものが、いわゆる子育て支援ということにあります。大きな枠の中では都市部におけるそういった認定制度を設けるということが中心でございまして、その中におきましては、先ほど説明しました智頭町においては保育所、これも新制度の枠組みの中に入りますから、このたびの新制度できっちりと条例化すると、制度化するというところでございます。したがって、先ほど説明のありました内容につきましては、入園申し込みというのが本町におきましては11月から開始する予定でおるところでございます。この条例の制定を踏まえて、来る11月におきましては保護者の方にその旨を説明するという機会は設けさせていただくような予定にしておるところでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） これから利用する保護者に説明するという話ですが、先ほど言ったように、保護者の労働時間によって保育園の受け入れ時間が区分されるというような報道を見たんですが、実態的にはそのようなことが智頭町でもなされるのかどうか、そこら辺についてはどうでしょう。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 考え方として、智頭町におきましては従来どおりという認識を持っていただいて結構でございます。特別今回の新制度というものにおいて時間指定をすとか、そういうことは考えておりません。以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第77号 智頭町税条例の一部改正についてを議題とします。
議案の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そうしましたら、議案の36ページでございますが、議案第77号 智頭町税条例の一部改正について。次のページ、37ページから61ページまでが改正案ですので、こちらのほうを中心に説明をさせていただきます。なお、議案説明資料のほうは2ページの後段になっております。

それでは、この改正は平成26年度の国の税制改正にあわせて見直すものでありますが、たくさんの改正がありますので、主な改正点についてのみ説明させていただきます。

まず1点目ですが、議案37ページですが、こちらの後段、下のほうを見ていただきたいと思います。条例第34条の4でございます。これは地方法人税が創設されまして、それに伴いまして、平成26年10月1日から町民税の法人税割の税率を100分の12.3から9.7に引き下げるものでございます。

次に、39ページの後段ですが、第82条でございます。これは平成27年、来年ですが、4月1日から軽自動車税の税率をここに記載しておりますそれぞれの税率のように引き上げるもので、例えばですが、軽四輪の貨物自動車、自家用、いわゆる軽トラでございますが、これについては4,000円を5,000円に引き上げるものでございます。

なお、三輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査、車検を受けるものについて税率を引き上げるものですので、軽自動車税に関する経過措置というものを定めておりまして、27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものについては現行の税率のまま、先ほどの軽トラについては4,000円のままということでございます。

また、三輪以上の軽自動車のうち最初の新規検査から13年を経過したものについては、平成28年の4月1日から重課というものが導入されます。これに伴いまして、49ページになりますが、中ほどのところに書いておりますが、その附則の16条ですが、こちらのほうに書いてありますとおり、それぞれ重課というものが導入されまして、13年経過したものについては、先ほどの軽トラについてはここが一番下、5段目のところですが、新しく5,000円となる税率が6,000円ということによって重課が導入されるということになってます。その他については、地方税法の改正に伴いまして所要の規定の整備を行うものでございます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第78号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案の62ページをごらんください。そして補足資料の3ページであります。議案第78号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。智頭町武道館及び智頭町民体育館の社会体育施設としての利用を廃止することに伴い、改正を行うものでございます。

概要といたしましては、ご案内のとおり、智頭中学校の改築に伴いまして智頭町武道館を廃止するものであります。2点目といたしまして、企業誘致に伴いましての社会体育施設としての智頭町民体育館を廃止するものであります。3点目は、その他所要規定の整備を行うことといたしまして、利用料に関する部分を整備することにしております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第26、議案第79号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案第79号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についてです。

説明資料の3ページの後段をごらんください。これは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び定住帰国後の自立の支援に関する法律、もう一つが母子及び寡婦福祉法の一部改正、これに伴って条例中引用してある法律の題名を改めるものです。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

質疑なしと認めます。

日程第27、議案第80号 智頭町福祉事務所設置条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長(國政昭子) 議案第80号 智頭町福祉事務所設置条例の一部改正について。

説明資料の4ページ上段です。理由は、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、条例中引用してある法律の題名を改めるものです。以上です。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第28、議案第81号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長(矢部 整) 議案の70ページをごらんください。議案第81号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。説明資料のほうですが、4ページの下段のほうをごらんください。

この改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、町営住宅の優先的に選考して入居させることができる者に中国残留邦人等の親族等、これは配偶者及び実子等ではありますが、これを加えるものです。また、条例に引用する法律の題名についても改正後の題名に改めるものでございます。

なお、施行日は平成26年10月1日です。以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第29、議案第82号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) 議案書72ページでございます。議案第82号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

八頭郡智頭町大字宇波488番地、寺坂光子、昭和22年9月15日生まれ。以上でございます。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第30、議案第83号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長(矢部 整) 議案の73ページをごらんください。議案第83号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

選任したい者は、八頭郡智頭町大字智頭1668番地1、大坪正人、昭和15年8月17日生まれ。これは、固定資産評価審査委員会委員の大坪正人氏の任期がことしの9月30日で満了となりますが、引き続き同氏を選任したいので議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は平成29年9月30日までの3年間です。以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第31、議案第84号 智頭町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案第84号 智頭町教育委員会委員の任命について。

現教育委員であります寺坂敏子氏が、平成26年9月30日で任期満了になります。新たに八頭郡智頭町大字三田237番地3、米井照世、昭和43年9月11日生まれ。議会の同意を求めるものでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第32、議案第85号 工事請負契約の締結についての一部変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 75ページでございます。議案第85号 工事請負契約の締結についての一部変更について。

3、契約金額中、5億2,920万円を5億5,771万2,000円に改める。これにつきましては、本年5月19日に議決をいただきました防災行政無線施設設備工事につきまして、簡易中継局及び再送信子局の発電設備の増設に伴い、契約金額の変更を行うものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第33、議案第86号 工事請負契約の締結についての一部変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

西沖教育課長。

- 教育課長（西沖和己） 議案書の76ページをごらんいただきたいと思います。あわせて資料は5ページであります。議案第86号 工事請負契約の締結についての一部変更について。

智頭中学校改築建設工事において発生しました不良土の仮置き及び処分等に伴いまして、このたび契約金額を増額するものでございます。契約金額を17億9,033万9,250円から18億3,313万9,650円に改めるものでございます。以上です。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

- 7番（岸本眞一郎） 今回の増額の要因はこの不良残土の処分ということですが、これは、当初から残土が発生するということは予測されてこれまでの請負金額に多分含まれていたと思うんですが、ここの増加分というのがどのような経緯でこれ発生してこういう増額になったのか、そこら辺の経緯をちょっと説明をお願いします。

- 議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

- 教育課長（西沖和己） かねてから残土の発生につきましては、出てきたものを三田の町有地に運搬しておるというような経緯がございます。これらの処分費を今回本予算におきまして増額ということで提案させていただいたことが一つあります。

そのほか附属的に体育館の舞台装置の改修、あるいは建具におきましては、家具等において、備品としての取り扱いではなくて家具等を作りつけのものを設置することによって補助金あるいは交付税の対象となることが判明したものですから、それらも含まれておってこのたび議案としてくくらせていただいたということでございます。

- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

- 7番（岸本眞一郎） 今回この増額が約4,200万強という金額で、その主なものが残土の処分という形になるんですね、明細がちょっとわからないんですが、主体は残土の処分。当然工事するとき校庭を掘ったりするんで残土が出る

ということはちゃんと白兔設計も設計のうちに入って、それをもとに請負金額というものが決まってきたと思うんで、これがなぜ今になって不良残土、当然当初からしっかりこれは積算されてやってたものだと思うんで、何か特別な要因が出て残土の量がふえたとかね、そこら辺でなったのか、そこら辺の要因がどうもはっきりしないんですが、そこら辺はどうなんですか。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 失礼します。先ほど出ておりました主なものは、各部屋に設置しておりますカーテン、ブラインド、これを当初の設計から除いておりました。これは事業費を圧縮するがための措置でございまして、そういうカーテン、ブラインド、それから体育館の舞台幕、こういうものを今回追加したものが主であります。

それともう1点、先ほど出ておりました発生土の関係ですけれども、体育館のA棟を先行建築しております。ここに物を建てたがために、ここに置く予定だった土が置けなくなかったということで、これを三田のほうに仮置きが必要となった。また、掘っている最中に、悪い土ですね、これが発生しましたので、これの処分を鳥取市のほうに運んだ、そういうような部分が出ております。

それから、今体育館が建っておりますけれども、本来でしたらここに置く予定の防災備蓄倉庫の建築の部分の残土、これも支障があるので、とりあえず三田のほうにかわしているというような内容でございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 先ほどの今回の補正の主な要因は、課長の話では残土の処分をしたいという話だったので、先ほどのいろんな備品についても当然あるでしょうけど、今言ったように残土の処分といっても、基本的には、先ほど聞いているとグラウンドに置ける予定のもんが置けんようになったので三田の団地に運ぶんだというような話なんで、そこでこの残土の処分が何千万になるのか知りませんが、その輸送だけでそのようにふえるのかどうか、そこら辺が何かちょっと積算の根拠がわかりにくいんですが。

○議長（谷口雅人） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 内訳ですけれども、体育館の舞台幕、それから各部屋が、今までの設計でしたらカーテン、ブラインドはつけておりませんでした。この部分が3,351万という金額で半分以上ということであります。

- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） いや、ほんなら今回の約4,200万ふえるうちの今三千何百万というのが備品のほうだということですか。課長のほうでは残土の処分ところに表現を書いているのでね、それが主体だというぐあいに私は思って聞いたら課長もそうだというふうな返事だったので。今の教育長の説明では、この4,200万の主な大きな主体は備品のほうだという説明でしたが。
- 議長（谷口雅人） 長石教育長。
- 教育長（長石彰祐） 先ほどの課長の説明の中には、いろいろと想定しておいたよりも変更が発生したという件数の点では残土の部分が大きいところですけども、金額的にはブラインド、カーテン、舞台幕、こういう部分が占めるということでございます。
- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） じゃ、後でそういうちょっとこの中の明細的なものを示してはいただけませんか。ここで説明どうのこうのと受けてもわかりにくいので。
- 議長（谷口雅人） 長石教育長。
- 教育長（長石彰祐） 委員会の中で、それははっきりさせていきたいと思えます。よろしく申し上げます。
- 議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
- 4番、岩本議員。
- 4番（岩本富美男） 残土は、最終的には始末するのは初めからわかっておることだから、体育館を建てたからそこに置くから、置けれんようになったから残土を三田のほうに持っていくとかどうとか、前倒しで体育館を建てさせてくれということで、そういうことでもう話はずなはずなんじゃないですか、残土が出て始末つけるというようなことは。置くところがうなったら最終的処分場いうもんは決めてあるわけだけえ。何か聞いとるとおかしいじゃないかな。体育館を前倒しで建てさせてくれ、今度はそこに残土が置けれんようになったけえ追加料金くれ。何か一般的に聞いとるとちょっと合点がいかんですけど、私には。ちょっときちっと説明を。
- 議長（谷口雅人） 長石教育長。
- 教育長（長石彰祐） 体育館については、当初の設計では今回の体育館は2期工事ということで設計をしておりました。ところが、体育館を先行建築できる、

そのことによって補助金の増額も見込めるということで、議会のほうにもお諮りをして体育館を先行建築したところでもあります。ですから、当初の設計とその部分がずれが生じた。それから、先ほど申しました掘っている残土の中に悪い土が発生したのでその処分費が発生したということでもあります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第34、議案第87号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 議案第87号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてです。議案書は77ページから81ページになります。資料のほうは6ページになります。これは、新規事業等につきまして智頭町過疎地域自立促進計画の内容を変更するものでございます。

概要としては、政策区分の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進区分で智頭テクノパーク内に企業進出を予定しており、隣接する区域に認定した町道を整備するものでございます。もう1点は、整備されてから長期間経過した道路、橋、道路面及び法面などを点検するための調査項目を今回追加するものでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第35. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第35、陳情についてを議題とします。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、9月13日から9月15日までの3日間及び9月17日から9月23日までの7日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、9月13日から15日までの3日間及び9月17日から9月23日までの7日間を休会したいと思います。

9月16日は午前9時より本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る9月24日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 2時19分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成26年9月12日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋

智頭町議会議員 高 橋 達 也